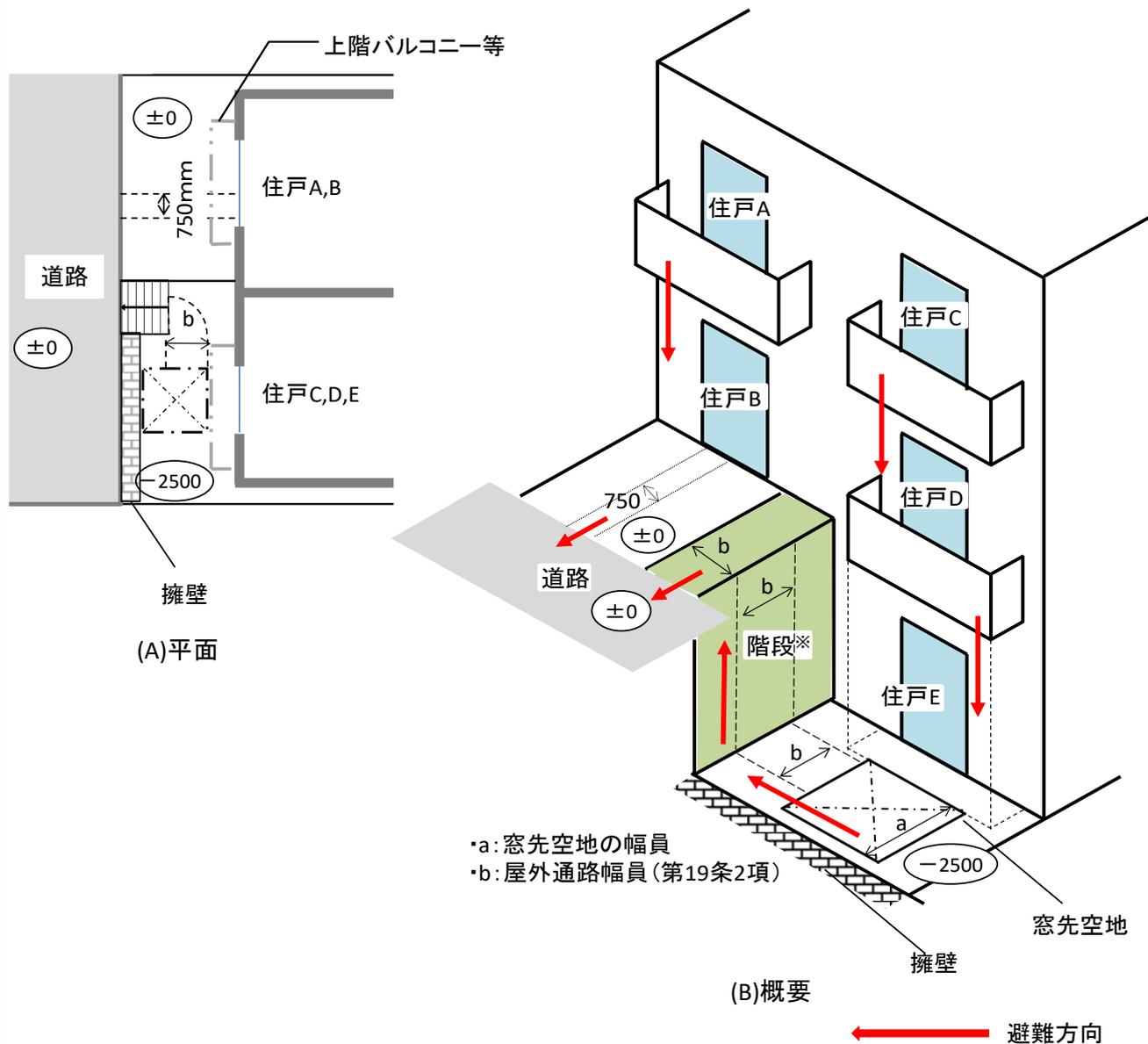


- ・技術的助言を準用している。
- ・地階の住戸に必要な窓先空地の幅員の算定に、道路に直接面している住戸A、Bの床面積は含めなくてよい。
- ・階段の有効幅員は、第19条2項による屋外通路として必要な幅員とすること。また、建築基準法施行令23～25条にも適合すること。



技術的助言等

東京都建築安全条例第19条の運用の明確化について(技術的助言)

参考文献等